



Title	イングランドにおける司教補佐の代行者委任 (中) : 1198年から1471年まで
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 40(1), 111-159
Issue Date	1991-11-15
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33575
Type	bulletin (article)
File Information	40(1)_PL111-159.pdf



[Instructions for use](#)

イングランドにおける司教補佐 の 代 行 者 委 任

—1198年から1471年まで—

(中)

東 出 功

[IV]

前節冒頭での予告に従って、この節では『教皇令状簿』の全12巻から司教補佐の聖務すなわち巡察義務の代行者委任・代行者依存に関する情報を抽出し、その要点を司教補佐管別に列挙しよう。記載要領は実例にそくして説明する。

〔第1表〕 代行者委任に関する情報とその分布

○ ANGLESEY (Bangor, Wales)

○ BANGOR (Bangor, Wales)

アングルシ司教補佐職もまたバンガ司教補佐職もウェイルズのバンガ司教座に所属する。なおこの両者に関しては『教皇令状簿』に代行者委任認可の記録がない。以下同様に空欄のところはその記録がないことを示す。

○ BARNSTAPLE (Exeter)

1455/56^{a)}-life^{b)} (XI-87)^{c)} Roger Keys^{d)} [Keyes]

パーンスタプル司教補佐職については、この1件だけが記録されている。この事例にそくして記載要領の一部を説明しておこう。

a) 令状の発給の年を示す。このばあいには55年とも56年とも確定しえない。

b) 認可の有効期間が“終身”であることを示す。

c) 出典が『教皇令状簿』の第11巻の87頁であることを示す。

d) 令状受給者を『教皇令状簿』に記載の人名で示す。

なお [] 内の記載は John le Neve, *Fasti* の綴字法による。

- BATH (Bath and Wells)
- BEDFORD (Lincoln)

1421-□ (VII-198) William Aghton

1440-life (IX-110) Robert Thornton

認可の有効期間が常に“終身”とは限らない。前者ウィリアムに対する認可の期間については、次の文言で記載されている。“he being a sexagenarian and of feeble body, as long as he is thus feeble” 要するに60歳に及んで体力が衰えており、その衰弱が続く限り代行者委任が許容されるということである。

- BERKSHIRE (Salisbury)

1314-3 (II-122) Tido [Tydo de Varesio], lord of Montferand's kinsman

1371-5 (IV-168) William [de Agrifolio], cd pr of S Stephanus

— Cf. Taunton

1400-7 (V-313) John Southam —Cf. Oxford

1429-5 (VIII-92) Thomas Brouns

1439-□ (IX-82) John Norton

1468-12 (XII-289) John Ruscell [Russell]

この6名については、ジョン=ノートンを別として認可の有効期間がすべて年数で明記されている。またこのジョンはオクスファードの総長職にあり、有効期間は総長職在任中ならびに国王のもとでの勤務期間中とされている。またウィリアムはすでに枢機卿職にあり、パークシャ司教補佐職を兼任するに当たってとりあえず5年間の代行者委任が容認されている。枢機卿については、次の省略表記を用いた。

cd bp	cardinal bishop	司教枢機卿
cd pr	cardinal priest	司祭枢機卿
cd den	cardinal deacon	助祭枢機卿

- BRECON (BRECKNOCK) (St Davids, Wales)

1412-5 (VI-286) William de Faryngton [Farrington]

- BUCKINGHAM (Lincoln)

1304-3 (I-613) Boniface de Salutiis [Saluzzo]

1309-3 (II-55) Boniface de Salutiis

1333-3 (II-379) Anibaldus [Gaetani de Ceccano] cd bp of Tusculum

—Cf. nottingham

1334-3 (II-413) Anibaldus as above

1336-6 (II-533) Anibaldus as above

1343-3 (III-74) Anibaldus as above

1344-x (III-146) Anibaldus as above

1345-5 (III-147) Anibaldus as above

1395-2 (IV-509) Ralph Selby

○ CARDIGAN (Cadrigan, Wales)

○ CARLISLE (Carlisle)

1448-life (X-25) Nicholas Cloes [Close]

1399-life (V-202) Ralph Selby

1430/31-life (IX-40) Thomas Bekynton [Beckington]

1448-life (X-38) Richard Andrew, king's secretary

合計 12 件の記録があるとはいえ、同一人物の重複がある。まずボニフェイスに関しては、最初の認可が 1306 年のうちに失効しているはずであるが、次の認可までに空白期間がある。レイフについても 2 件の認可の間に空白期間がある。このような空白期間については次のいずれかの可能性がある。

① 代行者に依存することなく本人が巡察義務を遂行した。

② 認可失効のままで代行者依存を続けた。

③ 認可継続を請願し令状を受給したが『教皇令状簿』に記録が残らなかった。

筆者の推定をいえば、一般に①よりも②か③かの可能性が高いであろう。その根拠の一部については、次節で言及される。逆にアニバルドゥスについては、第 1・第 2 の令状の間で有効期間に理由不明の重複がある。なお有効期間が明記されていないものについては“x”の記号で表示した。

○ CANTERBURY (Canterbury)

1296-2 (I-566) Richard de Feringes

1308-3 (II-47) Bernard Exii [Ezius] de Lebreto [le Breto]

1309-3 (II-57) Bernard as above

1310-3 (II-72) Bernard as above

1311-3 (II-95) Guicard [Guichard] de Lebreto [le Breto]

— Cf. Huntingdon

1323-5 (II-229) Raymund [de Roux] cd dcn of S Maria in Cosmedin

1336-□ (II-562) Bernard de Sistre, papal nuncio

1347-3 (III-263) Peter Rogeri [Roger]

1401-7 (V-379) Robert de Hallum

1412-5 (VI-287) John Wakeringe [Wakering]

1421-5 (VII-177) William Chichele

1426-10 (VII-446) Prosper [son] of Lorenzo (Laurencii) de Columna

[Colonna] pope's nephew, cd dcn of S Georgius ad velum aureum

これらのうち二人目のバーナドについては 2 年前に次の記録がある。

“……while engaged in his mission in England, Scotland, Wales, and Ireland, sufficient vicars being appointed and paid out of the profits of his benefices. (1366)”——II-562.

おそらく補佐職取得以前から代行者委任を認可されていた。

1452-life (X-120) Stephen Cloos [Close]

○ CARMARTHEN (St Davids, Wales)

○ CHESTER (Coventry and Lichfield)

1342-3 (III-74) Peter [Gomez] cd bp of Sabina

1451/52-life (X-228 f.) George Radelyff (Radclyff *or* Rade[c]lyff)

(aged over 67)

後者については67歳以上という年齢の記載があり、またリチフィールド司教座聖堂に居住しており、チェスタの司教補佐管区が“近いところで28マイル、遠いところで50マイル”の距離にあると付記されている。要するに高齢と遠距離とが終身認可の理由になっている。

○ CHICHESTER (Chichester)

1452-10 (X-608) William Normanton (aged ca 62)

この人物も高齢であるが、認可の有効期間は10年になっている。

○ CLEVELAND (York)

1393-1 (IV-453) Thomas de Walkyngton [Walkington], papal chaplain

1423-10 (VII-258) William Pellison [Pelleson]

1435-7 (VIII-529) William Duffeld [Duffield]

○ COLCHESTER (London)

1406-5 (VI-106) Richard Kynggiston [Kingston] <indult in 1406>

1450/51-life (X-101) Robert Stillyngton [Stillington] — Cf. Taunton

リチャードに関する〈 〉内の指摘は次の文言の存在を示す。

“……in respect of a like indult [to visit his archdeaconry for five years by deputy] granted to him …… by Innocent VII on the same date [4 Id. Sept. 1406]”

リチャードは9月に前教皇から認可をえていたが、直後に教皇が交替し、新教皇から追認をうけたという。この文言が正しいとすれば、彼は前教皇から令状を受給していたことになるが、前教皇の令状簿にはその記録がない。

○ CORNWALL (Exeter)

1412-x (VI-317) Edward Daunttesey [Dautesey]

1415-x (VI-490) John Bremore, pope's secretary

1458/59-x (XI-528) John Selott

○ COVENTRY (Coventry and Lichfield)

1303-5 (I-608) [Richard] son of Anibaldus Riccardi [de Urbe]

1310-3 (II-81) Richard as above

1324-5 (II-242) John [Gaetani de Urbe] cd den of S Theodorus

○ DERBY (Coventry and Lichfield)

○ DORSET (Salisbury)

イングランドにおける司教補佐の代行者委任 (中)

- 1347-5 (III-255) Bertrand [de Deucio] cd pr of S Marcus
1373-5 (IV-188) Robert [of Geneva] cd pr of SS XII Apostoli
1400-life (V-408) Nicholas Bubwith
1413-7 (VI-379) John Macworth [Mackworth]
1438-life (IX-31) John Hody (aged 70)

○ DURHAM (Durham)

- 1374-3 (IV-196) James [Orsini] cd dcn of S Georgius ad velum aureum
1376-3 (IV-227) James as above — Cf. Leicester
1392-x (IV-452) Hugh Herle
1413-7 (VI-378) John Honyngham [Hovyngham]
1418-5 (VII-49) John Kemp [Kempel]
1423-5 (VII-279) Robert Gilbert
1440-life (IX-110) Robert Rolleston
1452-10 (X-118) George Neville

○ EAST RIDING (York)

- 1309-x (II-60) Bertrand de Fargiis [Fargis]
1313-x (II-109) Bertrand as above
1343-5 (III-112) Aymar [Aymer Robert] cd pr of S Anastasia
1349-5 (III-289) Aymar as above
1391-5 (IV-384) Bartholomew [Oleari] cd pr of S Pudentiana
1399-life (V-268) William Fereby [Feryby]
1448/49-life (X-44) Richard Tone

○ ELY (Ely)

- 1313-x (II-118) William [de Testa] cd pr of S Cyriacus
1344-6 (III-166) Galhardus [Gaillard de la Motte] cd dcn of S Lucia in
Orthea — Cf. Oxford
1349-7 (III-338) Galhardus as above

○ ESSEX (London)

- 1301-3 (I-596) [Aldebrand] son of James Riccardi [de Militiis] Petri Anibaldi
1307-3 (II-33) [Hildebrand de Anibaldis] Anibaldus
1427-5 (VIII-56) John Schirborn [Shirborne]

○ EXETER (Exeter)

- 1371-5 (IV-168) Peter [de Vernhio] cd dcn of S Maria in via lata
1390-10 (IV-336) Philip [d'Alençon] bp of Ostia [cd bp of Sabina]
1390-10 (IV-385) Philip as above
1399-7 (V-314) Walter Cook

1402-6 (IV-315) Angelus [Angelo Acciaiuoli] cd pr of S Laurence's in
Damaso [papal legate to Hungary and neighbouring parts]

1403-6 (V-251) Angelus as above [cd bp of Ostia]

1403-7 (V-255) Angelus as above

1459/60-5 (XI-382) Peter Courteney [Courtenay]

○ GLOUCESTER (Worcester)

1314-3 (II-120) William de Birstone [Briston, Birston]

1455-3 (XI-234) Philip Polton (aged 60)

○ HEREFORD (Hereford)

1447/48-5 (X-39) Richard Rudhale

1453-life (X-141) Richard Rudhale,

“extention to his life of the period of five years” <indult in 1448>

ここでは同一人物に対する2件の認可が記録されている。前者の有効期間満了に伴って後者では認可の延長がなされ、しかも期間が5年間から終身に延長されている。

○ HUNTINGDON (Lincoln)

1308-3 (II-47) Arnald [de le Breto] son of Ameneus de Lebreto

1309-3 (II-57) Guicard de Lebreto [le Breto] son of Amaneus, lord of
Lebreto — Cf. Canterbury

1310-3 (II-71) Guicard as above

1311-3 (II-95) Guicard as above

1339-10 (V-243) Guy [Eudo] le [la] Zouche

1430/31-□ (IX-40) William Lassels [Lassells] <indult in 1430>

1447-10 (X-44) Richard Moresby [Morsby]

1463-x (XI-497) Richard Hayman <future>

1463-x (XI-650) Richard Hayman <future>

ウィリアムに対する認可の有効期間は“彼がその司教補佐職の占有を続ける限り”と書かれている。このばあいも前教皇の認可に言及されているが、前教皇の令状簿にその記録がない。最後のリチャードについては同日付で2通の記録があり、期間についてはやはり“彼がその司教補佐職の占有を続ける限り”と書かれている。またこの記録には、彼が将来において他の司教補佐職を取得したときについても代行者委任に関して事前の認可が与えられている。末尾の <future> とはそのことを示す。

○ LEICESTER (Lincoln)

1312-x (II-107) Raymund [Raymond des Farges] cd dcn of S Maria Nova
— Cf. Salisbury

1336-6 (II-533) Raymund as above <as archden of Lincoln>

- 1343-x (III-146) Raymund as above
1371-5 (IV-168) Philip [de Cabasolle] cd bp of Sabina
—Cf. York
1372-5 (IV-178) James [Orsini] cd dcn of S Georgius ad velum aureum
—Cf. Durham

- 1376-3 (IV-227) James as above
1414-7 (VI-496) Richard Elvet(corrected from 10)
1425-7 (VII-383) John Legburn [Legborne]
1430/31-7 (VIII-344) Thomas Bariesley(Barnesley) <indult in 1430>
1437-□ (VIII-642) Thomas Barnislai [Barnesley] (aged 60)

リチャードに対する認可の有効期間が原簿にはまず10年と書かれ、欄外で7年に訂正されているという。また最後のトマスは60歳に達して不治の病気をもっているといわれ、期間については“占有を続ける限り”と書かれている。

○ LEWES (Chichester)

- 1402-life (V-518) John Bampton

○ LINCOLN (Lincoln)

- 1311-3 (II-86) William de Estanayaco [d'Estaing]
1354-3 (III-523) Hugh Alberti [Aubert]
1355-5 (III-565) Audoin [Audoen Aubert] cd pr of SS Joannes et Paulus
1393-2 (IV-447) Henry Bowet
1400-7 (V-272) Henry Bowet
1402-life (V-518) John de Scarle
1414-7 (VI-489) Henry Wellys [Wells]
1422-□ (VII-211) Henry Wellis [Wells]
1439/40-life (VIII-295) Richard Caudray — Cf. Norwich

☆1464-life (XI-371) John Chedworth — Cf. Northampton

ヘンリ=ウェルズに対する認可更新に当っては、高齢でさまざまな持病をもっていることが述べられ、期間は“持病が続く限り”とされている。また最後のジョンについては、次のように書かれている。

“To John Shedworth (*sic*), clerk, of London. Dispensation to him, who is a nephew of John [Chedworth] bishop of Lincoln, and is in his sixteenth year, to receive and retain, as soon as he attains his eighteenth year, any benefice ... and moreover, as soon as he attains his twenty-third year, to be promoted to the priesthood ... / with indult, furthermore, in the event of his obtaining an archdeaconry or dignity or *personatus* requiring visitation, that he may for life visit such archdeaconry etc. ... by deputy ... (1458)”

ジョンはこの時点で16歳であり、18歳になったら何らかの聖職を得ることに、また23歳になったら司祭の品級を得ることに、事前の認可をえた。さらに斜線以下では、将来において司教補佐職などを取得したばあい、巡察を代行者に委任することを認められている。要するにこれは事前認可であって、実際には上記の通り1464年すなわち23歳の時点でリンカンの司教補佐職を得る。なおノーサンプトンの項を参照されたい。

○ LLANDAFF (Llandaff, Wales)

○ LONDON (London)

○ MERIONETH (Bangor, Wales)

○ MIDDLESEX (London)

1409-6 (VI-155) William de Storteford [Stortford]

1427-5 (VII-546) Simon Northew

○ NORFOLK (Norwich)

1391-3 (IV-410) James Dardani

1430-life (VIII-205) William Sponne

○ NORTHAMPTON (Lincoln)

1310-3 (II-74) Thomas de Suttone [Sutton] "now aged"

1336-6 (II-533) John [Raymond de Comminges] cd bp of Porto

1341-x (II-553) John as above

1343-6 (III-112) John as above

1401-life (V-410) Thomas Butillere [Butiller]

1414-7 (VI-496) John Stone (corrected from 10)

1422-5 (VII-210) Robert FitzHugh

1431/32-10 (VIII-315) Ardicinus [Ardricinus de Porta Navarre] cd dcn of
SS Cosmas et Damianus

1432-10 (VIII-414) Ardicinus as above

1448-life (X-44) William Gray

☆1458-life (XI-371) John Chedworth — Cf. Lincoln

1465-life (XII-490) William Say

リンカンの項で述べたように、ジョン=チェドワースは1458年に将来の司教補佐職占有について代行者委任の事前承認をえているが、実はその前年のうちにすでにノーサンプトン司教補佐職を得ていた。要するに彼はまず1457年に未成年のままこの補佐職を得、翌年に終身の代行者委任が認められ、さらに23歳でリンカン司教補佐職に異動している。

○ NORTHUMBERLAND (Durham)

1435-life (VIII-285) Robert Burtonen' [Burton]

1456/57-life (XI-189) Robert Mason <future>

イングランドにおける司教補佐の代行者委任 (中)

○ NORWICH (Norwich)

- 1236-x (I-157) J [ohn] de Ferentino
1332-x (II-356) William [Bateman or] de Norwico
1341-□ (II-554) Thomas Fastolf
1397-5 (V-72) John Derlyngton [Derlington]
1402-life (V-518) John Derlington
1441-life (VIII-295) Richard Caudray <cf. *Fasti*> — Cf Lincoln

トマスに関して次のように書かれている。“Vicars are to be appointed and paid out of the profits of the benefices. (1341)”

○ NOTTINGHAM (York)

- 1312-3 (II-101) John son of William de Grandisono [Grandisson]
1326-2 (II-254) John de Grandisono
1331-3 (II-367) Anibaldus [Gaetani de Ceccano] cd pr of S Laurentius in
Lucina — Cf. Buckingham
1334-3 (II-413) Anibaldus as above
1336-6 (II-413) Anibaldus cd bp of Tusculum
1342-3 (III-73) Anibaldus as above
1344-x (III-147) Anibaldus as above
1345-5 (III-147) Anibaldus as above

記録は8件にのぼるが、対象者は2名に過ぎない。ジョンに関しては認可に空白期間があり、このような空白期間についてはバキンガムの項で述べた。アニバルドゥスには逆に重複期間がある。また彼は、1333年から48年までバキンガム司教補佐職を兼任している。

○ OXFORD (Lincoln)

- 1313-3 (II-114) Galhard [Gaillard] de [la] Mota, canon of Compostella
— Cf. Ely
1329-3 (II-303) Galhardus cd dcn of S Lucia in Orthea
1332-x (II-358) Galhardus as above
1337-x (II-536) Galhardus as above
1341-x (II-551) Galhardus as above
1344-x (III-125) Galhardus as above
1344-7 (III-338) Galhardus as above
1391-5 (IV-408) Thomas de Southam
1398-7 (V-98) Thomas de Southam
1406-2 (VI-105) Thomas de Southam <indult in 1405>
1408-5 (VI-134) John Southam — Cf. Berkshire
1408-life (VIII-636) John Southam (aged 70)

1458-life (XI-368) Fulc [Fulk] Bermyngeham [Birmingham], <future>
ガルハルドゥスは 1344 年から 56 年までイーリ司教補佐職を兼任している。フルクはハンティンダンのリチャードと同様に、将来における他の司教補佐職の取得についても代行者委任の事前認可を受けている。

○ RICHMOND (York)

1301-x (I-596) Francis [Gaetani *senior*] cd dcn of S Maria in Cosmedin
1329-x (II-315) Robert [*or* Thomas] de Wodehous [Wodehouse]
1400-10 (V-280) Thomas de Dalbi [Dalby]
1409-6 (VI-149) Stephen le Scrop [Scrope]
1458-x (XI-72) John Arundell [Arundel]

○ ROCHESTER (Rochester)

1321-x (II-212) Peter [de Pratis] cd pr of S Pudentiana — Cf. York
1422-5 (VII-222) Richard Cordon [*or* Brouns]

○ ST ASAPH (St Asaph, Wales)

○ ST DAVIDS (St Davids, Wales)

1426-5 (VII-468) William Penerych (*sic*) [Pencrych]

○ SALISBURY (Salisbury)

1312-x (II-107) Raymund [de Fargis] cd dcn of S Maria Nova
— Cf. Leicester

1441-7 (IX-155) Adam Moleyns

○ SHREWSBURY (SALOP) (Coventry and Lichfield)

○ SHROPSHIRE (Hereford)

1256-5 (I-338) James de Aquablanca

1310-3 (II-74) John de Ros [Rosse]

ジェイムズに関して次のように書かれている。

“Indult … to Master James de Aquablanca, archdeacon of Salop, papal subdeacon, of the diocese of Hereford … the office of archdeacon and churches with cure of souls being served by *fit persons*. (1256)”

斜字体の“適切な人物”とは“deputy”と同義であろう。なお“サラブ司教補佐”とは、概してシュロウズベリ司教補佐（ゴヴェントリ＝アンド＝リチフィールド司教管区所属）であるが、この事例のようにシュロブシャ司教補佐（ヘレファード司教管区所属）を意味することもあってまぎらわしい。

○ STAFFORD (Coventry and Lichfield)

1402-3 (IV-350) Henry Davyd

○ STOW (Lincoln)

1395-life (IV-506) Thomas de Aston (aged 70)

1402-7 (IV-354) Hugh Hanneworth [Hanworth]

1452-life (X-120) Laurence Bothe [Booth]

○ SUDBURY (Norwich)

1307-4 (II-24) Henry de Bradeham [Bradenham]

1407-2 (VI-105) Eudo [de] la Zouche

1452-life (X-120) John Saresson, *alias* Wyngenthal [Wiggenhall]

○ SUFFOLK (Norwich)

1374-5 (IV-197) William [Noellet] cd dcn of S Angelus

1407-3 (VI-112) John Thorp [Thorpe]

1423-5 (VII-297) John Franck [Franks]

1436-□ (VIII-578) John Franck

最後のジョンに対する認可の有効期間は“占有を続ける限り”となっている。

○ SURREY (Winchester)

1412?-7 (VI-450) John Catryk [*or* Ketterich]

1429-5 (VIII-172) John Forest [Forrest]

○ TAUNTON (Bath and Wells)

1373-5 (IV-245) William [de Aigrefeuille] cd pr of S Stephanus in Coelio monte — Cf. Berkshire

1400-10 (V-304) Thomas Polton

1414-5 (VI-497) Thomas Polton (corrected from 3)

1451/52-life (X-113) Robert Stillyngton [Stillington]

— Cf. Colchester

○ TOTNES (Exeter)

1399-7 (V-215) John Lydeford

1407-7 (VI-112) John Lydeford <indult in 1406>

○ WELLS (Bath and Wells)

1358-3 (III-591) William [de Court] cd bp of Tusculum

1371-5 (IV-169) Simon [Langham] cd pr of S Sixtus — Cf. York

1374-5 (IV-197) Simon [Langham] cd bp of Palestrina

1398-7 (V-97) John Iclington [Ikelyngton]

○ WILTSHIRE (Salisbury)

1421-3 (VII-224) Simon Gaunstede

1452/53-life (X-613) Marinus [Ursinus]

1458-life (XI-368) Vincent Clementis

○ WINCHESTER (Winchester)

1310-x (II-68) James [Sinibaldi de Florentia *or*] de Pulcis

1313-3 (II-113) James as above

1399-x (V-255) Nicholas Daniel

1446-life (IX-558) Stephen Wilton

1451-life (X-101) John P[a]kenham

○ WORCESTER (Worcester)

1313-3 (II-120) Henry [Henricus filius Imberti] Dalphini [Delphini de Vienna]

1401-5 (V-408) William Raucombe [Rocombe]

1423-life (VII-254) John Ixworth (aged ca. 70)

○ YORK (York)

1304-5 (I-614) Aymo [of Savoy] son of the count of Savoy

1309-3 (II-58) Aymo de Sabaudia [of Savoy]

1313-3 (II-119) Aymo as above

1321-5 (II-213) Peter [de Prés] cd pr of S Pudentiana

— Cf. Rochester

1326-x (II-250) Peter as above

1336-x (II-531) [Peter de Prés] bp of Palestrina [cd pr of S Pudentiana]

1344-x (III-146) Peter as above

1350-x (III-338) Peter as above

1371-5 (IV-168) Philip [de Cabasolle] cd bp of Sabina

— Cf. Leicester

1372-5 (IV-173) Peter [Gomez de Albornoz] cd pr of S Praxedis (as archden of Northampton)

1374-5 (IV-197) Simon [de Langham] cd bp of Palestrina

— Cf. Wells

1391-5 (IV-385) Francis [Carboni] cd pr of S Susanna

1406-5 (VI-106) Roger (*sic*) Corynham (indult in 1406)

1414-x (VI-509) William Pilton

1435-7 (VIII-531) William Felter

記録件数ではこのヨークの15件が最高であり、対象者数は9名である。しかも9名中の5名は現職枢機卿である。カンタベリは件数においてヨークに及ばないが、対象者数は10名にのぼっている。

一覧表の提示ならびに説明は以上に留めるが、ヨークに関連して若干の説明を補足しておきたい。すでに前掲拙稿(4)の(中)で指摘したように、枢機卿・司教補佐の兼任の事例はイングランド・ウェイルズの合計60の補佐管区のうちのまさに半数の30管区にも及んでいる。しかも前出のジョン・ル＝ニーヴの『聖職者目録』によれば、1300年から1541年

イングランドにおける司教補佐の代行者委任 (中)

までのヨーク司教補佐 28 名中で下記の 11 名が現職枢機卿であった。ダラムの 5 名がこれに続いて多い。カンタベリ・イーリ・エクセタ・レスター・ノーサンプトン・サファク・東ライディングは各 4 名となっている。ヨークの 11 名は、まさに突出といってよい。一覧表と重複する人物には * 印を付記した。

〔第 2 表〕 ヨーク司教補佐中の枢機卿

a) 1321-61	Peter de Prés*
b) 1361-69	Stephen Albert
c) 1370-72	Philip de Cabasolle*
d) 1373-74	Peter Gomez de Albornoz*
e) 1374-76	Simon de Langham* (English)
f) 1376-?	Guy de Maillesec
g) 1383-87	Peter Corsini
h) 1387-1405	Francis Carboni*, against Richard Conyngston
i) 1405-12	Francis Uguccioni, against Roger Corynham*
j) 1412-1414	Raynald de Brancatiis, against William Pilton*
k) 1412-1414	Francis Zarabella, against William Pilton*

最後の 4 名は別の司教補佐に対抗して占有権を主張したもので、目録には記載されているが、除外して考えるべきかも知れない。それにしても 7 名という数字は、やはりダラムの 5 名を超えている。b) f) g) の 3 名に関しては『教皇令状簿』に代行者委任の記録がない。しかし彼らもまた、違法・適法は別として巡察を代行者に委任していたものと推定される。枢機卿級の人物ともあれば、司教補佐職を兼任しているからとって定期的に渡来するはずがない。イングランド在住者ですら、代行者委任を広範囲に認められているからである。e) のサイモンはイングランド出身者であるが、この時期には教皇のもとへ出仕していた。

枢機卿に限らず、司教補佐には一覧表に収録しただけでも外国人と推定される人名が少なくない。たとえばウィルトシャの司教補佐クレメンティスはスペインのバレンシア出身で、教皇庁財務院から徴税のために

イングランドへ派遣された。その間に彼はウィルトシャのほか、ウィンチェスタ・ノリヂ・ハンティンダンの司教補佐職を取得している。しかし『教皇令状簿』には、代行者委任について最初のウィルトシャに関する認可しか記録されていない。

終身の認可は、他の補佐職についても有効であるということか。カーライルのニコラスは、後にコウルチェスタの補佐職をえた。同様にコウルチェスタのロバートはバークシャの補佐職を、ノーサンプトンのウィリアム＝グレイはリチモンドの補佐職を、ストウのローレンスもやはりリチモンドの補佐職を、またウィンチェスタのステイーヴンはクリーヴランドの補佐職を取得した。彼らはいずれも先の補佐職に関して終身認可を受けており、後の補佐職に関しては『教皇令状簿』に認可の記録がない。しかしリチャード＝コードリはリンカン・ノリヂの双方で、またロバート＝スティリングトン＝コウルチェスタ・トーンントンの双方で終身認可をえているので、ここでは断定を保留しなくてはならない。

* * * * *

この一覧表の記載内容については次節であらためて検討することとして、ここでは司教補佐の代行者委任・代行者依存に関する史料という観点から『教皇令状簿』の性格あるいは限界について若干の所見を要約しておきたい。

イングランド・ウェイルズの司教補佐管区の総数 60 に対して空欄のところは冒頭のアングルシヤバングをはじめとしてほぼ 6 分の 1 の 11 管区にものぼっている。では空欄の管区では、代行者委任・代行者依存の事実が皆無であったか。理由は次節で述べることとして結論だけ先取りしていえば、到底そのようには考えられない。要するに『教皇令状簿』に記録されているのは、代行者委任・依存の“実際の件数”の一部に過ぎない。

また“記録の件数”にしても、ヨークの 15 件を筆頭に、オクスファド 13 件、バキンガム 12 件、カンタベリ 11 件のように収録件数が相対的に

イングランドにおける司教補佐の代行者委任 (中)

多いところもあれば、バーンスタプル・ブレクン・チチェスタ・ルーイス・聖ディヴィヅ・スタファドのようにわずか1名について1件しか記録されていないところもある。またトトネスについては2件の記録があるとはいえ、発給対象は1名でしかない。つまり同一人物に対する同一の認可の更新であった。このように司教補佐管区による記録件数の疎密もまた、この『教皇令状簿』の限界に起因するものではないか。

さらに『教皇令状簿』は、記録件数において下記の〔第3表〕のような分布を示している。両端の(1)および(8)の期間を別として、(2)から(7)までは四半世紀ごとに区分した。各時期ごとの件数は、最下段の記載の通りである。

〔第3表〕 記録件数の分布

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
1198 ~1300	1301 ~1325	1326 ~1350	1351 ~1375	1376 ~1400	1401 ~1425	1426 ~1450	1451 ~1471	TOTAL
3	38	39	16	26	45	32	21	220

まず(1)の3件という数字は過小というべく、到底これを“実際の件数”とは見なしがたい。(6)の時期の45件にしても、なお過小という印象を免れない。従ってこの節の結びに当っては、史料としての『教皇令状簿』の限界を再確認しておくべきであろうが、それと同時にこの記録がまだしも通時的な展望を可能にするものとして貴重な情報源であることも想起すべきである。

× × × × ×

〔追補〕 次の令状は本稿(上)の第3節で引用すべきであった。巡察権限の乱用に関する記録である。説明の便宜のために細分した。

“(1) To Robert FitzHugh, archdeacon of Northampton in Lincoln. Indult for five years for him, who is of baronial race and is studying

theology at Cambridge, / to visit his archdeaconry by deputy, and to receive procurations in ready money. ……

斜線以下の文言は、すでに本稿(上)の第2節の注5)において引用されている。令状受給者ロバートはノーサムプトン司教補佐であり、5年間にわたって代行者委任を認可された。彼自身はバロンの家門に属しており、またケムブリヂ大学で学業を継続している。代行者は巡察応接費に関して現金での徴収を許容された。この直後に次の令状が続く。

“(2) To the same [Robert], M. A. *Rehabilitation* on account of his having, in belief that he had sufficient faculty from the pope, visited his archdeaconry by deputy and received procurations, even in excess of the amounts defined in Benedict XII’s constitution, *Vas electionis*,

受給者はやはりロバート自身である。本文最初の斜体字の文言は、この文書がロバートの“権限回復”の令状であることを示している。彼は代行者に委任して巡察応接費を徴収させていたが、その金額は教皇令の限度額を超えることがあった。しかしそれは、教皇から十分な権限を容認されているという確信による行為であった。

“(3) thereby incurring the penalties and sentences promulgated therein, notwithstanding which he has had himself promoted to all holy orders and has ministered therein, and has inducted into benefices and otherwise exercised the administration of the archdeaconry.

たとえ故意によらないとしても彼は教皇令に違反したのであって、罰金を課され有罪を宣告された。しかし一方で彼はそれ以前にすでに上級3段の品級の最上位つまり司祭に叙品されており、その聖務を遂行し、複数の聖職禄の占有権を与えられ、また上記司教補佐職についても聖務を遂行していた。

“(4) The pope remits the obligation of restoring the said procurations and twice their amount, dispenses him on account of irregularity contracted, and ratifies the acts of his said administration. (1422)”
—VII-210.

この文書は上記の通り“権限回復”の令状である。教皇は巡察応接費ならびにその倍額の返済義務を免除し、手続きの上での欠陥が軽微にすぎないことを考慮して代行者委任を追認し、また司教補佐職に関する聖務遂行にも追認を与えた。

要するにこの文書は結果として“権限回復”の令状であるが、同時に巡察権限の乱用に関する記録でもある。従って本稿(上)第3節の2件のほかにこれを追加しておきたい。なお次節の引用[4]③も権限乱用に言及している。

[VI]

『教皇令状簿』は、司教補佐の代行者委任・代行者依存に関して“実際の件数”を網羅しているとはいいがたい。それは今しがた推定として述べたところであるが、本節では、その推定の根拠を示しておこう。任地での“非居住”の認可、いかえると任地での“常勤免除”の令状がそれである。

[1] “William de Wytheseye [Wittlesey], archdeacon of Huntyngdon. For licence to study civil law in some university for three years. <Granted. Avignon, 4 Id. July, 1348>”——*Petitions*, 133.

これは『対教皇請願簿』の記録であり、しかるべき大学における3年間のローマ法の学習を請願し、結果としてくゝ内の記載の通り認可を受けている¹⁾。ハンティンドン司教補佐職についてはいわば自動的に代行者委任が認可されたであろうが、その確証がないので前節の一覧表にはこの人物を収録していない。

1) この請願に次の令状が対応する。“To William de Witleseye, archdeacon of Huntingdon. Indult to study and lecture in civil law for three years at an university. (1348)”——III-284. しかしこの令状にも代行者委任に関する明示的な文言がない。

[2] “The king. On behalf of his clerk, John de Boukinghem, dean of Lichfield, who is constantly employed in his service, for licence of non-residence for a year. <Granted. Avignon, Id. Sept. 1359>”
——*Petitions*, 348.

[2-2] “The same [the king], by the abbot of Cluny. On behalf of his clerk, John Bukingham, dean of Lichfield, constantly engaged in his service, for a further dispensation for non-residence for three years. Dated under privy seal as above <Granted. Villeneuve by Avignon, 4 Kal. July, 1360>”——*Petitions*, 356.

[2-3] “John de Bukingham, dean of Lichfield and keeper of the king’s secret seal. Whereas the pope granted him leave of non-residence for three years, he prays for a two years’ extension of the same in order to visit Rome and other places across the sea, with sixteen members of his household. <Granted. Avignon, 4 Non. July, 1361>”
——*Petitions*, 371.

この3点も『対教皇請願簿』からの引用であるが、ジョンはリチフィールド司教座の参事会長であって司教補佐ではない。しかしあえてこれらを引用したのは、彼が1351年から63年までノーサムプトンの司教補佐であったことによる。3点の記録はいずれもこの期間中のもので、参事会長職に関して任地“非居住”の認可を請願して容認されている。その期間は1年・3年・2年と更新されている。

問題はこの請願の理由であって、[2] [2-2] では国王のもとに常時勤務していることが明記されている。彼はさらに [2-3] において“keeper of the king’s secret seal”であるといわれている。この役職は一般に“keeper of the privy seal”と呼ばれており、その任務は“国王私印”の管理者つまり“王印庁長官”である。ほかに彼は海外出張を予定しているとい

う。前節の一覧表にはこのジョンを収録していない。しかし国王のもとに常時勤務しており、参事会長職に関して“非居住”を認可されたとすれば、司教補佐職についても同様のあるいは事実上の認可があったと見なすべきではないか。

以下の記録は、すべて『教皇令状簿』からの引用である。

- [3] “Dispensation to Master Stephen [de Monte Luelli *alias* of Vienne], archdeacon of Canterbury, papal chaplain, to hold one benefice with cure of souls in the province of Canterbury, besides the archdeaonries of Canterbury and Vienne [France]. Indult to the same to reside in whichever of the two archdeaonries he may prefer. (1252)”
—I-276 f.

このステューブーンについては、代行者委任やその有効期間の記載がない。しかも彼はフランスのヴィエンスの司教補佐でもあり、いずれに居住するかは本人の意向に委ねられている。仮に彼がヴィエンス居住を選択したとすれば、カンタベリ司教補佐管区の巡察はおそらく当然のこととして代行者に委任されたであろう。この記録が代行者委任の文言を含まないのは、委任があまりにも自明であったからではないか。

- [4] ① “Dispensation, at the king’s request, to Master Stephen de Maulay, deacon, papal chaplain, who has held the churches of …… and then the archdeaonry of Cleveland, *without papal dispensation*, to retain the same …… (1291)”—I-537. ② “Indult [to the same], papal chaplain, who proposes to set out for the Holy Land in company with the king, to receive for five years the fruits of the archdeaonry of Cleveland, and his other benefices, being non-resident and not ordained priest. (1291)”—loc. cit. ③ “Dispensation [to the same], deacon, papal chaplain, archdeacon of Cleveland, who, in visiting his archdeaonry, has taken procurations in money thereby incurring suspension; a single restoration only of fruits received when under sentence is to be made, and is allowed to be promoted to any ecclesiastical dignity. (1291)”—I-538. ④ “Indult [to the same],

archdeacon of Cleveland, who has joined the crusade, to receive procurations and other fruits of his archdeaconry until he returns from the Holy Land. (1291)'—I-542.

この人物に関しては『教皇令状簿』第1巻にこの4点の記録がある。まず①には、彼が教皇から特別の認可を受けずにクリーヴランド司教補佐職を占有していたことの指摘があり、その上で占有継続の認可がなされている。なお彼の身分は①②③のいずれにおいても“教皇礼拝所司祭”であり、また品級に関しては①③で“助祭”と書かれている。次に②では、彼がやはり教皇の礼拝所司祭の身分のままで、エドワード1世に随行して聖地へ出征する意向であることが指摘され、5年間にわたってこの司教補佐管区から“果実”を徴収することの認可を受けている。しかもこれは任地不在の認可を含み、また司祭の品級取得の猶予も認可されている。さらに③においては、彼が無認可のまま現金で“巡察応接費”を徴収していたこと、またそのことで聖職停止の処分を受けていることが指摘されているが、2倍額の返済は免除されて同額だけの返済に留められ、しかも将来における高位聖職への昇格も許容されている。最後に④の令状は、十字軍遠征から帰国するまでの不在期間中に巡察応接費の徴収を許容したものであるが、代行者委任の文言を含まない。なお“果実”が“巡察応接費”を意味することは、本稿(上)第1節でも指摘の通りである。

この寛大な処置は、イングランド国王からの要請によるものか。あるいは“教皇礼拝所司祭”という身分によるものか。さらに十字軍遠征に対する優遇か。おそらくはそのすべての要因によるものであろう。ともあれ任地不在とともに不在期間中における巡察応接費の徴収が認可されているということからして、これは代行者委任を前提とする認可と考えざるをえない。

[5]. “Dispensation to Master John de Oseville, who has held the church of Brayton …… and also the archdeaconry of Ely, *without papal dispensation*, to retain ……(1291)’—I-533.

これもまた、無認可の占有である。占有それ自体が無認可であれば、その巡察に関して事実上の代行者委任がなされたとしても、その事前の認可がありえない。従って無認可の占有については『教皇令状簿』に代行者委任の記録が残りえない。

同種の記録は『教皇令状簿』第2巻からも検出される。

[6] “To Mr John de Ros, archdeacon of Salop [Shropshire], papal auditor. Indult to enjoy fruits of his benefices, while non-resident, and engaged in the pope’s service. (1317)”——II-165.

ジョンは教皇宮廷の“聴取判事”である。教皇のもとに“常勤”する結果としてシュロプシャの任地には“非居住”になるが、その期間においても聖職禄から“果実”の享受を認可されている。ここで“聖職禄”は複数形になっており、それにはおそらくシュロプシャ司教補佐職も含まれていたであろうが、彼もまた前節の一覧表に記載されていない。

[7] “To Thomas de Novavilla [Neville]. Provision, at the king’s request of the archdeaconry of Bedford, void by the cession of Master Roger de Rothwell [Rothwell or Rowell], who held it *without papal dispensation* ……(1319)”——II-193.

ロジャは教皇の認可を受けずにベドフッド司教補佐職を占有していたが、無認可の事実が判明してそれを剥奪され、トマスが後任の司教補佐に直任された。このばあい仮に事実上の代行者委任がなされていたとしても、教皇側にその記録が残りえない。しかし次の事例は、いかに解釈すべきか。

[8] ① “To Adam [de Orleton], bishop of Hereford. Faculty to confer the archdeaconry of Salop [Shropshire] on a fit person of his choice, it having become void by the cession of John de Ros [Rosse], who held it without papal dispensation, it having been wrongly held by William, son of Thomas le Mercier of Ros, dean of Donsvic in the diocese of Norwich, who was *also rector of Hinton St George*, in

the diocese of Bath, without papal dispensation. (1320)”——II-197.

② “To William son of Thomas le Mercer [*sic*] of Ros. Provision of the archdeaconry of Salop, void by the cession of Master John de Ros, papal chaplain, as above [who held it *as a pluralist* without papal dispensation]. (1318)”——II-182.

令状①それ自体は、ヘレファド司教アダムにシュロプシャ司教補佐候補者の選択権を与えたものである。過去2代の占有者ジョンおよびウィリアムは、いずれも教皇の認可なしにこの補佐職を占有したということである。しかし前節のシュロプシャの項でジョンは正規の令状によって3年間の代行者委任を認可されており、またウィリアムは②によって教皇から直任されている。ジョンは②の斜体字の文言から知られるように、またウィリアムも①の斜体字の文言に明記の通り、無認可で他の聖職を兼任していたといわれ、結局は補佐職それ自体の占有権も否定され、補佐職剥奪の処分を受けている。最初の適法な占有は、後日の違法な兼任によって効力を失った。要するに無認可という文言には、当初から認可それ自体がなかったという字義通りの無認可のほか、認可が効力を失って無認可になるばあいもありうる。この①②は、無認可ということの特殊事例の確認のために参考までに引用した。前出[2]とは異なって処分が厳格である²⁾。

2) “but William of Rosse occ. 2 June 1325 and 18 May 1326 (Deeds no. 2990, 3011)”——*Fasti*, II, 7. この情報はどのように解釈すべきか。ウィリアムは少なくとも1326年まで司教補佐職に留まっている。司教アダムがあらためてウィリアムを選択したということか。

[9] “To Elias Talayrandi de Petragoris [Talleyrand de Périgord], archdeacon of London. Indult to be non-resident for five years while studying civil law. (1320)”——II-210.

この人物はフランスのペリゴール伯家の出身で、イングランドではロンドンおよびリチマンドの司教補佐職を占有し、後にリモージュ司教に就

任し、さらに枢機卿に列せられる。この令状の発給の時点では19歳かと推定され、ロンドン司教補佐職については任地“非居住”いいかえると“常勤免除”の認可を受けている。イングランドの司教補佐職については、おそらく代行者委任を自明の前提とする認可であろう。

- [10] ① “To Robert Hereward, archdeacon of Taunton. Indult, at the king’s request, to be non-resident for five years while studying civil law. (1322)”——II-210. ② “Indult, at the request of the king, whose clerk he is, to enjoy his archdeaconry of Taunton for two years, while engaged in the study of civil law, after the expiration of the five years already granted to him for the same purpose. (1325)”——II-245.

①では学業継続のために任地常勤を免除されており、②ではその免除が延長されている。このような事例はほかにもあり、おそらく常勤免除の期間に関しては代行者委任が認められたであろうが、前節の一覧表ではこれも不問にした。

- [11] “To Adrian [de Fieschi or Flisco], archdeacon of Cleveland. Indult, at the request of Luke, cardinal of St Mary’s in Via Lata, to continue his studies in civil law for three years. (1320)”——II-216.

- [12] “To Master Manuel de Flisco [de Fieschi], archdeacon of Nottingham. Indult to enjoy the fruits of his archdeaconry, being resident in the Roman court. (1329)”——II-322.

- [13] “To Master Tido de Varesio, B.C.L. archdeacon of Berkshire. Indult, at the request of Philip king of France, and of Isabella and Philippa queens of England, whose clerk he is, to enjoy the fruits of his benefices in Salisbury, Beauvais, and Lichfield for three years, being non-resident. (1329)”——II-297.

- [14] “To Amaury de Bellomonte [Beaumont]. Indult to enjoy the fruits of his archdeaconry of Durham, being non-resident for three years. (1333)”——II-392.

これら4例では任地常勤を免除されながら、代行者委任の文言がない。

任地“非居住”つまり“常勤免除”の令状は『教皇令状簿』第3巻にも収録されているが、件数では第2巻に及ばない。

- [15] “To Master Thomas Fastolf, archdeacon of Wells, papal chaplain and auditor. Indult to receive the fruits of his benefices, being non-resident. (1347)”——III-229.
- [16] “To Roger Neucroft, archdeacon of Northampton. Indult to receive …… being non-resident (1349)”——III-325.
- [17] “To Henry de Walton, archdeacon of Richmond. The like indult (1350)”——III-326.
- [18] “To John Gogh, archdeacon of St Davids. Indult to receive the fruits of his benefices for five years, being non-resident while engaged on the business of Guy de Briane, knight. (1351)”——III-426.

このうち [15] のトマスは、前節の一覧表におけるノリヂ司教補佐トマス本人である。彼はすでに“ローマの聖堂における勤務の継続中”に関して代行者委任を認可されていた。彼はノリヂからウェルズへ転任しても“ローマの聖堂における勤務”を続けているので、代行者委任の認可は自動的に継続したものと推定される。しかしその確証がないので、前節の一覧表のウェルズの項には彼を記載しなかった。また [16] のロジャについてはすでに本稿第1節の [10] で引用している。

なお『教皇令状簿』各巻における収録件数の多寡は、実際の認可件数の多寡の証明にはなりえない。ここでは第3巻の収録件数が相対的に少ないという事実を確認するだけに留めよう。また収録件数が少ない点では、第4巻も同様である。

- [19] “To John de Hembletone [Hambleton], archdeacon of Subdebut (Sudbury). Indult of non-residence for two years, the archdeaconry being of small value, and having no manse or church annexed to it. (1363)”——IV-33.

この令状はすでに拙稿「イングランドの“司教補佐”——1300年から

1541年まで」においても引用されている²⁾。住居や聖堂が付属していないようでは、任地常勤が困難であろう。

2) 『北海道大学文学部紀要』39の2(1991年), 18頁。

[20] “To Thomas Polton, archdeacon of Taunton, papal chaplain. The like indult [to enjoy the fruits of his benefices], *motu proprio*, for life, to him, who is also an abbreviator of apostolic letters. (1401)”
—IV-331.

このトマスは前出 [15] のトマスと同様に“教皇礼拝所司祭”の身分にあり、役職においては請願書を受理して抄録を作成し、令状発給の準備作業を担当した。

[21] “To Master Thomas de Walkington, archdeacon of Cleveland, doctor of canon law, papal chaplain. Indult for seven years to him, who is also auditor of causes of the apostolic palace, to take fruits of his archdeaconry and other benefices, *the daily distributions alone being excepted*, while studying letters or residing in any of his benefices. (1395)”——IV-502.

このトマスもまた身分において“教皇礼拝所司祭”であるが、役職では聴取判事であった。任地常勤を免除され、その反面において“日当”の受給資格を失っている。斜体字の文言がそれである。このような“日当”は、司教座であれ在俗共住聖堂であれ任地常勤の参事会員が受給するもので、常勤免除者は当然のことながら受給資格をもたない。

任地常勤免除の令状は第5巻で皆無になり、第6巻ではわずか1件に過ぎない。

[22] “To Thomas Stirkland, archdeacon of Carlisle. Indult to study and lecture on (*audire et legere*) civil law for two years at an university, even if meanwhile he obtain a benefice with cure or be ordained priest. (1363)”——VI-65.

このばあいには、大学での学習と講義担当とが認可の理由になっている。

常勤免除の令状は第7巻でも皆無であり、第8巻からは次の3件が検出される。

[23] “A like request [requesting safe-conduct, etc.], also valid for one year only, on behalf of Nicholas Bildeston, archdeacon of Winchester, D.C.L., who is going to the Lord’s Sepulchre and other parts …… (1431)”——VIII-278.

この令状は、ウィンチェスタ司教補佐の聖墓巡礼に当って道中の治安関係者に安全確保を指示したものである。今日のまさに旅券であり、その有効期間は1年になっている。教皇が旅券を発給したことからして、留守中の代行者委任も容認されたものと推定される。なおニコラスについては、枢機卿の“文書主管”という記録がある³⁾。

3) “At his petition and that of Henry [Beaufort], cardinal priest of St Eusebius’s, whose *chancellor* he is, and in whose service when papal legate in Bohemia and other parts against the heretics he underwent much labour …… (1435)”——VIII-534.

[24] “To Alexander Cok, perpetual vicar of Torpenhow in the diocese of Carlisle. Indult during five years, whilst studying letters at an university, to take the fruits etc. of the said vicarage and of the archdeaconry of Carlisle and of his other benefices, and *not to be bound to reside*, and to let, rent and grant to farm the said fruits etc. to any persons, even laymen. (1431)”——VIII-324.

[25] “To John Clere (*rectius* Clerc) [Lyndefeld, Clere], archdeacon of Chichester. Indult for seven years to take and to rent etc. to any persons even laymen, the fruits of his benefices whilst studying letters at an university, and *not to be bound to reside*. (1437)”——VIII-630.

いずれも大学での学業継続期間に関して、常勤が免除されている。斜体字の文言がそれである。なお両者の文面には聖職禄の“果実を賃貸す

る”ことの認可にも言及されており、しかも俗人への賃貸も許容されている。

第9巻からは次の1件だけが検出された。

[26] “To John de la Bere, archdeacon of Surrey in Winchester, bachelor of canon law. Indult to him, who is fifty years old and more and chief almoner of Henry, king of England and his household, to take, and to rent, let etc. to any persons, even laymen, whilst engaged in the service of the said king and of queen Margaret, the fruits etc. of his benefices, and not to be bound to reside therein. (1446)”——IX-560.

年齢が50歳を超えていること、また国王のもとに首席施物分配官として勤務していることが常勤免除の理由になっている。ここでも“果実を賃貸する”ことの認可に言及されている。

最後に第10巻・第11巻からそれぞれ1件の令状を引用しておこう。

[27] “To William Radclyff, I. U. D., a papal chamberlain, treasurer of Lichfield. Indult for life to visit by deputy the churches etc. of the archdeaconries etc. which he shall hold, and to receive …… (1452)”——X-126.

[28] “To John Lax, rector of Strete in the diocese of Bath and Wells, doctor of laws, a secretary and member of the household of the pope. Indult and dispensation for life to visit by deputy all churches, monasteries etc., situate within the bounds of any benefice or benefices——deaneries, archdeaconries or other dignities or *personatus*——in any cathedral, even metropolitan, or collegiate churches which he holds now or shall hold …… (1455)”——XI-97.

いずれも教皇庁の高官であり、司教補佐職などの将来における占有を前提とする代行者委任の認可である。しかしウィリアムはリチフィールド司教座の財務主管職のほか、ロンドンやヨークでも参事会員職をえたが、司教補佐職とは無縁で終わった。一方のジョンは、ソールズベリヤ

ヨークで参事会員職をえている。しかし彼も司教補佐職を取得していない。なお斜体字のベルソーナートゥスとは、この文脈では聖堂区司祭職であろう。第12巻からは本節で引用すべき令状が検出されない。

* * * * *

本節では『対教皇請願簿』・『教皇令状簿』から司教補佐の任地での“非居住”の認可、いいかえると任地での“常勤免除”の令状を検出して検討した。これらの令状の存在は、司教補佐の代行者委任・代行者依存の“実際の件数”が前節の一覧表の数字を超えるであろうとの推定を可能にするからである。

本稿（上）第2節では、代行者委任・代行者依存の理由に言及している。理由はきわめて多様で、まず枢機卿や教皇特使などの要職の兼任があり、また大学在学も理由たりえた。国王・王妃や大司教などへの勤務を理由とするものもあり、高齢・病弱を理由とする事例もあった。

“非居住”すなわち“常勤免除”の理由も多様である。第2節と比較すれば、枢機卿や教皇特使などの要職の兼任がない。このような要職の兼任者にとっては、常勤免除が自明の前提であって、あえて令状を受給する必要がなかったからであろう。大学在学者は、明記されているだけで6名が検出された [1, 10, 11, 22, 24, 25]。

国王・王妃への勤務者は4名である [2, 10, 13, 26]。ほかに [7] のトマスは、国王の請願によってベドファドの司教補佐職を取得した。[11] のアドリアンには、枢機卿が請願者になっている。また [23] のニコラスは、枢機卿の文書主管であった。ほかにいわゆる“教皇礼拝所司祭”など、教皇直属の身分が明記されているものが9名にのぼっている [3, 4, 6, 8, 12, 15, 20, 21, 27, 28]。このような人脈は、当然のことながら高位聖職を取得するためにも、また代行者委任・常勤免除の認可を受けるためにも有利に作用したのであろう。なお [19] のジョンは、司教補佐職に住居や聖堂が付属していないことからして常勤を免除された。

第2節の末尾で指摘の通り、代行者委任の理由として複数聖職兼任が明記される事例は皆無である。しかしそれが明記されないということは、必ずしもそれが理由になりえないということの意味しない。そのことは、筆者の解釈として指摘しておいたところである。常勤免除に関しては、複数聖職の兼任が理由と見なされる事例が確認された。[3] のスティューヴンはカンタベリ司教補佐であり、同時にフランスではヴィエンヌの司教補佐でもあった。いずれに居住するかは本人の意向に委ねられ、いわば自動的に一方に関する常勤を免除された。[13] のパークシャ司教補佐もまたイングランド・フランスの双方に聖職禄を占有し、常勤免除の令状を取得している。これら常勤免除の聖職禄については、おそらく代行者委任が容認されたであろう。

複数聖職の兼任は、代行者委任の理由になりえた。[3] や [13] の事例は、そのことの状況証拠といえないか。

[VI]

では司教補佐の代行者委任・代行者依存について、従来の概説ではどのように扱われているか。この節では代表例として下記の著者の記述に注目しよう。

W. A. Pantin, *The English Church in the Fourteenth Century*,
Cambridge University Press, 1955.

Part I Church and State

III Patronage and the Use of Benefices

この著書は36年前に刊行されており、また時代が14世紀を中心としている点で限界もあるが、代行者委任に関しては簡潔な記述と貴重な示唆とを含んでいる。該当箇所は第1部・第3章の末尾35頁以下である。

原文の段落は概して長いので、記述内容の紹介・説明の便宜のために段落を細分したところがある。また各段落には筆者の判断に基づいて見

出し(◎印)をつけるとともに、各段落の末尾に原文の頁を示した。たとえば(35頁)とは、その段落が35頁で終わっていることを示す。

* * * * *

上記の通り第1部・第3章の表題は“パトロン権と聖職禄の利用”である。著者パンティンはこの章の末尾に“pluralism”すなわち複数聖職の兼任に関する一節を配置し、その中で代行者委任の慣行に言及している。ではパトロン権と代行者委任との間にどのような関連が見られるか。そこで著者は、まずパトロン権者すなわち国王や聖界・俗界の有力者の法観念に注目する。

◎ 1 代行者委任の慣行とその根底としての法観念

その法観念によれば、聖職禄に関して本来の利用のみならず、いわば収益本位の利用も適法とされる。収益本位の利用は“utilitarian conception”ともまた“exploitation”とも表現されている。聖職禄を実利主義的観点からとらえ、その収益を“収奪”するという意味であろう。またこれら両面からの利用は、次のようにも説明される。

「司教・司教補佐・参事会員や聖堂区司祭のいずれを問わず、彼らの地位はすべて二つの側面をもっている。」すなわち第1に“office”の側面があり、それぞれの地位には秘蹟執行・説教・巡察など聖職者本来の義務・役割が付随している。また第2に“benefice”の側面があり、それぞれに十分の一税・聖務報酬・地代など金額で計算されるような収益の権利・利得が付随している。ではこれら両側面は、どのように関連しているか。聖職禄は、本来の主旨からすればもとより聖務遂行の反対給付である¹⁾。「良心的な教会人であれば、時代や地域の別を問わずその主旨に配慮を怠らない。しかし義務よりも報酬が重視されるのは一般的な趨勢であり、聖堂区聖堂は聖職禄のうちでも“肥満した”あるいは“豊満な”聖職禄と見なされた²⁾。」

代行者委任は、このような意識の延長上で正当化される。「ある聖職禄が年収 50 ポンド相当であり、また聖務代行の司祭 1 名を雇うために年間 5 ポンドで足りるとしよう。それが可能ならば、差額の 45 ポンドを教会・国家の高次元の目的に転用して当然であり、逆に転用をためらう理由がない。」代行者委任は、教会秩序の頂上から底辺にいたるまで現にあらゆる次元で頻発した。まず司教職・司教補佐職は国王官僚や教皇官僚によって占有され、司教・司教補佐の実務は代行者によって遂行される。また司教座参事会の次元では参事会員に非常勤者が多く、聖堂内陣の指定席には代行者が配属される。さらに末端の聖堂区の次元では司祭職の占有者が十分の一税を取得するとはいえ、その司祭自身は非常勤で、ときには中央政府の長官職にあり、あるいはいまだに大学の学生であるという事例も少なくない。いずれにせよ現地聖堂区の実務は“vicar”か“chaplain”かに、すなわち助任司祭か礼拝所司祭などによって代行される。

著者は代行者委任の慣行をこのように概括している。本稿は司教補佐の代行者委任の検証を課題としているが、代行者委任の慣行それ自体は司教補佐のみならず、教会秩序のあらゆる階層に見られたことを再確認しておきたい。本稿(上)第1節では、枢機卿もまた代行者委任の認可を受けていた。この慣行の範囲は国内に留まらないというよりも、国外で要職を帯びているものにとってむしろ必要であったといえよう。

「そこに広範に見いだされるものは“sinecurism, absenteeism, and pluralism”³⁾の制度とでも呼ぶべきもので、実務については代行者依存の体制である」⁴⁾(36頁)。

1) “*beneficium datur propter officium*”: 俸禄は役職の代償として与えられる。

2) “*beneficium pingue, beneficium uberius*”: Cf. “Richard, bishop of Durham. Signification that in his diocese is a fat (*pinguis*) parish church called Hoghton [Houghton-le-Spring], which, when void, has been collated by bishops of Durham, at the instance of kings and queens of England,

to courtiers, insufficient and light persons who turn the income to lascivious and profane uses …… (1343)”—*Petitions*, p. 25.

3) sinecurism < sinecure < beneficium sine cura animarum (benefice without cure of souls): 語義は“靈魂の救済つま司牧の義務を伴わない聖職禄”である。聖堂区聖堂の名義上の占有者つまり聖堂区司祭 rector は、正規の許可をえて常住を免除され、聖堂区住民に対する司牧義務を代行者 vicar に委嘱することがある。そのばあいこの聖堂区聖堂は司祭にとって sinecure であり、そこからの収入は司祭が取得し、その収入の一部で代行者が雇用される。このように常住を免除された状態は不在地主 absentee も同然で、司牧義務つまり常住を免除されることによって複数聖職の兼任 pluralism が可能になる。

4) 著者はこのような慣行の説明のために、時代を今日に置換えて次のような比喩を述べている。たとえば内閣のある閣僚が閣僚でありながら大臣職からは俸給を支給されない。その代りにオクスフォード・ケンブリヂ両大学で3学寮あるいは4学寮の責任者の職にあり、ほかにも各種の大学でローマ法学・林学・婦人科学・古典考古学の教授職を兼務し、若干の州でそれぞれ教育長相当職を占め、さらに名門私立学校の2校あるいは3校の校長職にもある。しかも彼はこれらすべての役職から収入だけを取得し、実務はそれぞれの代行者に依存するということである。複数聖職の兼任については、筆者自身もすでに例示している。拙稿「イングランドの“司教補佐”——1300年から1541年」(中)『北海道大学文学部紀要』39の1(1990年), 72頁以下。著者の比喩は、決して誇張ではない。

◎ 2 複数聖職兼任者の調査報告 (1366年)

このような慣行が14世紀にはどのように運用されていたか。著者はその運用状況の概要について、複数聖職兼任者に関する1366年の調査報告書からまずロンドン司教管区の事例を紹介している。著者によれば複数聖職兼任者の総数169名に対して、彼らの占有聖職禄の年収総額は7,500ポンドであり、1名平均にしてほぼ45ポンドになっている。問題はむしろその集中度である。「この総額の3分の1以上はわずか9名によって占有され、そのうちでも3名に極端な集中がみられる。」

まず王印庁長官 William of Wykeham はリンカン司教補佐職のほかにも10件の参事会員聖職禄を占有し、年収の総額は873ポンドにのぼる⁵⁾。

また David of Wollore は大法官府での勤務が長く、7件の参事会員聖職禄のほかにも聖堂区聖堂・施療院を各1件占有し、年収の総額は270ポ

ンドであった⁶⁾。

さらに教皇使節 Hugo Pellegrini はリチフィールド司教座の財務主管職のほかに参事会員聖職禄 2 件と聖堂区聖堂 1 件とを占有し、その総額は 293 ポンドに相当する⁷⁾。

「特筆すべきは、これらの役職の大半が“without cure of souls” すなわち司牧義務を免除されていたことである。複数聖職兼任者のほぼ 5 分の 1 が行政官僚で、ほぼ 3,000 ポンド相当の聖職禄を占有していた。上記の年収総額の 2 分の 1 に迫っている。」

「リンカン司教管区においても同じ 1366 年に複数聖職兼任者の調査があり、その報告書によれば兼任者は 136 名で、そのうちでは国王官僚 37 名、教皇官僚 2 名のほかに司教の下僚が 5 名となっている。また複数聖職兼任者のうちの 44 名については、大学の卒業者か在籍者かのいずれかの身元が確認される」(37 頁)。

5) ウィリアムの 1366 年現在の参事会員聖職禄として *Fasti* から知られるのは 4 件で、ソールズベリ・リンカン・ロンドン・ヨークの各管区に分布している。これらはいずれも司教座関係のものである。他の 6 件は、在俗共住聖堂の参事会員聖職禄であろうか。

6) デイヴィドはリンカン・ロンドン・ヨークで参事会員資格をもっている。他 4 件は在俗共住聖堂のものか。

7) ヒューはリンカン・ソールズベリで参事会員資格をもっている。ロンドン司教管区でいずれの聖堂区聖堂を占有していたか。筆者の手もとの史料ではそれを確認しえない。

◎ 3 兼任者の実態と代行者委任

では複数聖職の兼任者は、ウィリアムやデイヴィドのようにすべてが多数の聖職禄から巨額の富をえていたといえるか。彼らは兼任者の平均的事例か、あるいは特異事例か。同じ 1366 年の調査報告書を詳細に検討すれば、たとえばソールベリ司教管区では兼任者 56 名に対して聖職禄 132 件、リチフィールド司教管区では 38 名に対して 95 件、ノリヂ司教管区では 20 名に対して 41 件である。「従って 1 名平均の兼任件数は

2件あるいは3件になり、またこれらの聖職禄からの年収総額は1名当りの平均でソールズベリの26ポンドからノリヂの30ポンドまでの幅があった。」年収が30ポンドを超えているものは、これら複数聖職兼任者のほぼ3分の1である。また年収100ポンド以上の取得者はソールズベリ司教管区で2名に過ぎず、リチフィールド・ノリヂの両司教管区ではそれぞれわずかに1名であった。要するに著者によれば、ウィリアムやデイヴィドはむしろ極端な特異事例に過ぎない。

逆に平均的な兼任者とは、一方で聖堂区聖堂1件を占有し、他方では司教座か俗共住聖堂かに1件の参事会員聖職禄を取得している。「このような聖職禄の組合わせは“compatible”すなわち兼任可能であり、教皇への特免申請を必要としない。」何故か。聖堂区聖堂が原則として司牧義務を帯びているのに対して、参事会員聖職禄はそれを免除されており、前者の司牧義務の遂行に当って後者の占有が支障にならないからである。「特免の申請は司牧すべき聖職禄が2件以上のばあいに限って必要であり、上記3司教管区を通じてその該当者はわずか2名かと推定される。」要するに兼任者総数114名に対して、特免申請を必要とするほどの兼任者はわずか2名という僅少の例外でしかなかった。

さらに著者は、兼任者のうちにきわめて零細な聖職者も見受けられるという。「たとえばしかるべき聖堂の内陣で“vicar-choral”の職、すなわち非常勤参事会員の聖務代行者という程度の役職を帯び、ほかに近隣の小規模な聖堂区聖堂かその支聖堂程度の聖職禄を占有し、その双方から8ポンドか10ポンド程度の年収があるというような零細な人物がそれである。」要するに「複数聖職の兼任者には、なるほど王侯級の高額所得者が存在する。しかしその一方には、兼任しなくては生計の維持が困難であるような零細な聖職者も存在した。」

同じ段落の中で、司牧義務と常勤義務との関係にも言及される。「教皇の特免がなくては司牧聖職禄2件の同時占有が禁止された。この規則の意図はなるほど司牧聖職禄へ常勤させることにあった。しかし“兼任可能”な聖職禄2件を占有するものは、一方を司牧聖職禄として、他方

を非司牧聖職禄として占有するが、必ずしもいずれか一方に常勤するとは限らない。」逆にいえば、教皇の特免があれば司牧聖職禄2件の同時占有も許容されていた。またやはり特免があれば司牧聖職禄への常勤義務も免除され、双方に代行者を配置することも可能であった。

「後世の価値基準からすれば、いかにも奇妙なしかも許容されない点がある。まず複数聖職の兼任を許容したことがそれである。その結果として特定個人の手中に参事会員聖職禄の集積がおこり、またウェイルズやスタフッド州など中央から遠隔地の在俗共住聖堂⁸⁾では常勤者が少なくなつた。その点もさることながら、奇妙なしかも許容されない点とは、むしろ司牧の義務を厳密に本人自身に限定せず、代行者への委任に寛容であったという事実こそがそれである。」

要点を反復するならば、兼任者の中には極端なまでに貧富の格差があり、しかもその中で年収100ポンドを超えるような富者は僅少でしかなかった。また司牧義務が直ちに常勤義務を意味するものではなく、司牧聖職禄についても特免によって代行者委任が許容された(38頁)。

8) Abergwili (Wales) or Penkridge (Stafford).

◎ 4 収益“収奪”の実態

では聖職禄の収益の“収奪”がどのようになされたか。著者はその実態を具体例にそくして説明する。ダラム司教管区の Houghton-le-Spring の聖堂区司祭職がそれであり、これについてはすでに第1段落で“肥満した”聖職禄の一例として触れている。「1291年の教皇課税では、その年収が130マークという高額に評価されている。占有者は1294年から1400年までのほぼ1世紀に歴代10名にのぼり、そのうちの4名は国王官僚、3名は司教の下僚、また1名はイングランド出身者で教皇の聴取判事であり⁹⁾、ほかの1名はフランス人でル=マン司教管区所属であった¹⁰⁾。」国王官僚のうちの1名は Richard Clifford であり、やがてウスタ司教を経てロンドン司教に就任する。要するに歴代占有者の大半が収益

の“収奪”者であった、ということであろう。

1343年にダラム司教 Richard de Bury は、このハウトン聖堂を在俗共任聖堂に改組すべく教皇へ請願書を送った。それによれば、この聖堂はかつてイングランドの国王・王妃の要請に基づいて司教から国王の廷臣へ与えられており、しかもその廷臣たるや“資格・能力の不十分な軽輩どもでその収入を淫乱・背教の行為に浪費している”という¹¹⁾。著者は司教リチャードのこの非難がある著名な国王官僚に向けられていたものと推定している。1260年ころの占有者である¹²⁾。

しかも同司教の書面は「管理職級の国王官僚や教会官僚が相次いでこれを占有することに対する反感を述べたものであろう」と解釈されている。反感の対象は、いずれも任地非常勤の“収奪”者しかもまさに高級官僚である(39頁)。

9) “To Master Thomas de Walkington, papal auditor. Conferring on him the dignity of papal chaplain, with the usual privileges. (1391)”——*Letters*, IV, 278. / “To Master Thomas de Walkington, doctor of canon law, papal chaplain. Provision of a canonry of St John’s, Beverley, with reservation of a prebend, notwithstanding that he holds the church of Houghton, in the diocese of Durham …… (1389)”——*Ibid.*, p. 343.

10) “To Master Theobald de la Valle. Provision of the rectory of St Mary’s, Maydestan, in the diocese of Canterbury, void by the consecration of Guy [de la Val], bishop of Le Mans; notwithstanding that he is rector of Hoquentone [Houghton], in the diocese of Durham. (1326)”——*Letters*, II, 250.

11) 前注 2)。

12) “Presentation of John Maunsell [Mansel], treasurer of York, to the church of Hochton [Houghton] …… (1260)”——*Cal. Pat. R.*, 1258–66, p. 129.

◎ 5 禁令と特免

少なくとも「原則の次元でいえば、教会法は複数聖職の兼任も非常勤も禁止し、あるいはそれらに厳重な制限を課していた。1215年の第4回

ラテラノ公会議におけるインノケンティウス3世の教皇令 *De Multa* や1317年のヨアンネス22世の教皇令 *Execrabilis* がそれである。」しかしこれはあくまでも原則の問題であって、現実には上記の通り教皇の“特免”の事例が少なくない。「教会法ですら……教会・国家の要人¹³⁾に関しては明示的に例外措置を容認した。またたとえば一般の参事会員聖職禄は司牧義務を伴わないので、そのような聖職禄は兼任禁止の対象になりにくかった。」

さらに大学での就学も任地常勤免除の理由とされていた。司教が学問の助成に意欲的なばあいには、就学希望者に対して惜しみなく常勤義務を免除した。従ってこの種の免除件数の多寡こそは、著者によれば学者司教なるものの意欲に関する格好の指標にほかならない¹⁴⁾。要するに「上記の“収奪”の慣行は、学問の助成というもっとも崇高な動機をも基盤としていた」ことになる(39頁)。

13) 本稿末尾の付録参照。

14) ソールズベリ司教 Simon of Ghent (1297-1315) は17年半に学徒308名に常勤を免除し、ウスタ司教 Walter Reynolds (1307-13) の5年間の免除は156名に及んでいる(原注 p. 39 n. 3)。

◎ 6 ウスタ司教ウォールタの肯定論

続いて著者は、聖職禄の“収奪”あるいは“流用”に関する同時代人の評価に言及する。以下に紹介されているのはいずれも肯定的な評価であり、この慣行は「その収益を高次元の目的すなわち教会・国家の目的に充当するものとして肯定され、広範で多様な支持をえた」という。しかも「13世紀・14世紀を通じて支持者は聖職者から俗人にも及び、またその姿勢は硬軟多様であった。」

たとえばウスタ司教 Walter Cantilupe は、一方では改革志向者であるが、1237年に有力な聖職者が複数聖職の兼任禁止の立法に対して異論を提起した際に、彼らへの共感を表明している。

「このような聖職者から兼任の聖職禄を剥奪し、屈辱的貧困を強制するのはまさに至難であろう。若者はとかく血気に走りやすい。兼任を否認されて1片だけで忍従するか。そのようなことはありえず、むしろ必死の抵抗に及ぶであろう。私自身にしても、司教職に召されるまでは同様の意向であった。この教令のもとで喪失が避けられないようでは、仮に1片の喪失に留まろうとも、ほかのすべてを放棄する覚悟ができていた。」¹⁵⁾ (39頁)。

15) “..... durum esset nimis tales, suis beneficiis spoliatos, in ignominiosam trudi paupertatem. Quidam vero juvenes feroces ac strenui maximis periculis se opponerent, antequam suis se sinerent privari beneficiis, unico tantum retento; quod bene perpendo per memetipsum; antequam enim ad istam vocarer dignitatem, proposui in animo meo, quodsi unicum amitterem beneficium talis praetextu constitutionis, omnia amitterem”——Matthew Paris, *Chronica Majora (RS)*, III, 418.

◎ 7 国王・バロンの肯定論——長子相続との関係

俗人における肯定論としては、一例だけが紹介されている。「聖職禄は有力者とその係累の利益のために存在する」といういわば御都合主義的な解釈がそれである。その例証としては、1274年のリヨン公会議の開催に当って、国王・バロンが代理出席者に託した覚書があり、国王やバロンのパトロン権が教皇直任によって侵害されることに対する抗議の覚書である。表題には「高貴で有識の聖職者の窮状に関すること」と書かれている。「係累の生計は彼らの収入に依存しており、その支援がなくては生存が脅かされ、また不法な利益追求者の餌食になりかねない」という。借財による生計の破綻を示唆したものか。

またこの覚書によれば、複数聖職の兼任は長子相続の結果として必要であるといわれている。理由は外国人への説明の形でなされており、この国では「1名だけが相続し、遺産が分割されない。従って次三男以下は聖職者になり、各級の聖職・聖職禄を取得すべく、選挙・推薦・任命

を待望している。しかも彼らの背後には貧者がいて、その援助を求めている」という¹⁶⁾。注目すべきは、正当化の根拠を長子相続の慣行に求めている点であろう (40頁)。

16) H. Cole, *Documents illustrative of English history in the thirteenth and fourteenth centuries* (London, 1844), 358-60.

◎ 8 司教側近者の肯定論

Master Roger Otery はヘレフッド司教の *clericus commensalis* として、すなわち直属の聖職者として会食への列席を許されていた。1366年における複数聖職兼任者の調査報告書には、彼の弁明が記録されている。

「教会法の規定では、高德・勤勉・有識の聖職者であれば2件はおろか10件の聖堂を統括してもなお、劣等な聖職者が1件の聖堂を統括するばあい以上に適正な管理をなしうる。聖職者は常勤か非常勤かを問わず、生活の態度や収益の使途において適正であれば、祭壇への奉仕もまた適正になされたものと見なされる。さらに付言するならば、イングランド王国では司教を始めとするパトロン権者がしかるべき聖職者に聖職禄を提供する際に、とりわけ司牧義務を欠く聖職禄については、教皇座の権限に違背しない限り、件数の上で制約を受けない。このことはイングランド教会の慣行によって、記憶を超える昔からは認されており、ローマ教会によっても許容されている。」¹⁷⁾

ここでは、正当化の根拠を“教会法の規定”に求めている (40頁)。

17) A. H. Thompson, *The English clergy*, 246.

◎ 9 教皇側の見解

複数聖職の兼任について教皇側ではどのように考えていたか。国王や

司教など現地のパトロン権者との間に決定的な相違があったか。教皇側の見解は、ホノリウス3世からヨーク大司教 Walter de Gray あての1220年の書簡の中で明示されている。

「普遍教会の頂点つまり教皇座に対して忠実に勤務するものは、教会の構成員全員に対する有益な勤務者と見なされる。従って彼らは、相応の聖職禄を授与されて当然である。逆に勤務の費用負担が本人に及び、また特別な収入源を奪われるようでは、勤務の熱意を低下させかねない。そのような理由から、教皇座に居住する聖職者は（労力・費用を少なからず負担していることからして）当面はイングランドやその他の地方において聖職禄を受給している。またこれらの聖職者は、教皇座での勤務中においても聖職禄の贈り主に対してほぼ常に有効な貢献を続けている。有効な貢献とは、その貢献が聖職禄の贈り主にとっても受給者にとっても同等に利益をもたらしているということである。」¹⁸⁾

要するに“教皇座に対して忠実に勤務するもの”については、教皇側でも複数聖職の兼任に関して寛大であった(41頁)。

教皇側の観点は、次の段落でも述べられる。1352年ころのある文書から要点が引用されている。枢機卿の聖職禄に言及した文書であり、枢機卿は「教皇の身边で普遍教会のために勤務しつつ、聖職禄から収益を享受し。そのことは本人が聖職禄の所在地に常勤するばあいと異なるところがない」という¹⁹⁾。要するに任地非常勤のままでも収益の享受が容認されている(41頁)。

18) *Register of Walter Gray* (SS, LVI, 1872), 137-8.

なお原著では“Walter”が“William”と誤記されている。

19) *Durham Cathedral Muniments, Register N, fo. 29 ff.; cf. below, p. 73.*

◎ 10 著者の評価

「このような“取奪”は破廉恥なもの不条理なものとして批判されて

いるが、そのように否定的な側面の誇大な評価は適切でない。」不在者は、代行者を配置して賃金を支給する。その代行者の方がむしろ有能なばあいもありえたであろう。また聖職禄の収益は、結局のところ真に有益な目的に流用された。「聖職禄が教会・国家の行政の維持費を提供した。上記のダラム司教リチャードの懸念に反して放蕩に浪費されなかったということである。」また多数の聖職禄からの収益を無為に浪費するというような人物は、おそらく14世紀の中葉までに消滅しているという。要するに複数聖職の兼任とはいっても「1366年の報告書で特に注目されるような人物は、すでに述べたように多忙な役職の占有者であった。」同時代人の肯定的な証言を紹介した上で、著者自身もまた否定的な側面の過大評価に慎重な姿勢を示している(41頁)²⁰⁾。

20) 原著の目次によればここまでが“Pluralism”の小節で、以下は“Effects of the system”となっている。複数聖職の兼任は聖職禄の“収奪”と不可分の関係にある。以下の段落ではこの“収奪”に関する著者の評価が述べられる。

◎ 11 教皇側・国王側の事情

「中世の教皇や国王はどのような難問に直面していたか。」著者はそのこともまた想起しておかなくてはならないという。「中世人は課税を嫌悪し、教会にせよ国家にせよ中央統治機構を維持することの必要性を認めようとしな。国王は自己資産で生計を維持すべきであり、教皇も同様であると考えられた。従って国王・教皇は、それぞれの統治機構を維持するために教会資産の間接的利用を余儀なくされた。」教皇庁については、さらに合理的で“正直な”方式として、機構の維持費調達のために全教会から直接のいわば所得税の徴収が構想され、再三にわたって提案された。「提案は12世紀末にも、1225年にも、また1311年のヴェノンヌ公会議においてもなされたが、実施にいたらなかった。」²¹⁾ 要するに聖職禄からの“収奪”は、たとえ“不正直”であろうとも、教皇・国王の双方にとって必要・不可欠な便法であったという(42頁)。

21) 12世紀末には皇帝ハインリヒ6世から提案され、1225年には教皇ホノーリウス3世から、また1311年には教会法学者 Iohannes Andreae から提案された(原注 p. 42 n. 1)。

◎ 12 優先権心理

「この“収奪”の慣行は、今日でも万人周知の事態、すなわち“優先権心理”とも呼ぶべきものの早い事例に過ぎなかった。いいかえると公的機関の都合は私的個人の権利に常に優先するという教義がそれである。それは同一不変の原理として時代の差異を超えている。かつては参事会員聖職禄の予約²²⁾に適用され、今日では船車寝台の予約に適用されている。」教皇・国王が公的機関の都合すなわち優先権を主張し、この慣行を利用したということであろう(42頁)。

22) “To Henry [Minutolo], cardinal priest of St Anastasia’s. Reservation *motu proprio* of the canonry and prebend of Rikal [Ricc] in York, and the deanery of Wells …… shortly to become void through the promotion, made by the pope, and the approaching consecration of Henry de Beaufort, elect of Lincoln; with the usual dispensation to hold them together with St Anastasia’s and his other benefices. (1398)”——*Letters*, V-112. 枢機卿ヘンリに対する参事会員聖職禄の“予約”の令状である。教皇がヘンリ=ド=ボウファートをリンカン司教に直任し、その聖別式に近い。司教候補ヘンリはヨーク司教座の参事会員であり、またウェルズ司教座の参事会長である。これら2件の聖職禄は聖別式の時点で空席になるので、枢機卿ヘンリに与えるべく“予約”がなされた。末尾の文言は、複数聖職兼任の特免の条項である。

◎ 13 過大評価への警告

ではこの“収奪”が現実にとどの程度に及んでいたか。「14世紀の教会人の全員が現地不在のしかも官僚であったか。そのような事実はない。」まず司教の次元でいえば上記のソールズベリ司教 Simon of Ghent (1297-1315)、ウスタ司教 Thomas Cobham (1317-27)、ロチェスタの Thomas Brunton (1373-89) などの“学者司教”もいた。また司教座参事会の次元では「常勤の参事会員が実質的な中核を構成し、常勤者の実数はこれ

までの推定を超えており、司教座の日常業務に従事していた。」要するに司教層における官僚の比率について、また司教座参事会員における非常勤者の比率について、過大評価に対する警告がなされている。

警告は単に比率のみならず人物像に関する誤解の可能性にも向けられており、外見からの判断や「不完全な資料からの判断も危険である」という。これはいわば当然の警告である。しかし筆者にとって看過しえないのは、その“不完全な資料”の実例として「若干の公文書たとえば教皇記録簿」が指摘されている点である。本稿の主要な典拠は『教皇令状簿』『対教皇請願簿』つまり教皇記録簿にはかならない。従ってこの警告に対する筆者自身の所見は、本稿末尾で述べられる²³⁾(42頁)。

過大評価への警告は次の段落にも続く。しかしそれは資料として年代記に依存するばあいの人物像に関する誤解の可能性にふれたものであって、本稿とは直接の関連が乏しいので、ここでは省略する(43頁)。

23) 教皇記録簿しか参照しえないような状況のもとでは、たとえば次の人物について誤解されかねない。ダラム司教 Richard de Bury (1333-45)、エクセター司教 John Grandisson (1327-69)、アイルランドの Armagh 大司教 Richard FitzRalph (1346-60)、枢機卿 Adam Easton (d. 1397) ならびに John Wycliffe (d. 1384) などの学者がそれである。著者によれば教皇記録簿では彼らが「官職の“狩猟者”とか“不在地主”として断罪され、また身内を偏重したとか訴訟に狂奔したとかの側面だけが誇張されかねない。」

◎ 14 慣行の不条理性

著者はここであらためて“収奪”慣行に対する評価を述べており、時代の制約について「あらゆる情状を酌量しても」なお「偽瞞的であり不公平である」という。実務の担当者と報酬の受領者とが一致しないからである。著者によれば、13世紀は将来における改革を“約束”するかに見えた。しかしその“約束”は不履行のままに放置され、この“収奪”慣行はまさに悲劇的墮落にほかならない。」

「William of Wykeham や Thomas Arundel はそれぞれの活動分野で

十分に価値ある人物で、彼ら自体が破綻恥であるとはいえない²⁴⁾。しかしかつてインノケンティウス3世は、司教に対して篤い信仰心と深い学殖と期待していた。その理想像からすれば、彼らはいずれもその水準に及ばない。」またたとえば「国王の納戸庁長官とかローマ聖庁の聴取判事とかに任命されるほどの人物は、それぞれに有能な適材であり、教会や国家にとって必要な人材であった。しかしそのことは、彼らがミドルセクス司教補佐職とかヨーク参事会長職とかの候補者として最適であることを保証しない。」要するに教会・国家の役職と聖職禄の種類や所在地との間に必然的な関係が認められない、ということである。実務担当者と報酬受領者との不一致、いいかえると報酬受領者の任地不在が許容される結果であろう。

「具体的な事例でいえば、Adam Easton はベネディクト修道会士であり、神学者・枢機卿として同会派・同時代の最高級の人物に属する。しかしこのアダムにスコットランドの離島シェトランドの司教補佐職やリスボンの聖歌隊主管職を与えるような制度は、いささか不条理といわざるをえない」(43頁)。

24) パンティンは、原著の第2章において司教を次の6類型に分けている。

1. Civil servants. 2. Scholars. 3. Religious. 4. Officials of the Roman Curia. 5. Diocesan administrators and cathedral clergy. 6. Aristocrats.
- ウィリアムは国王の keeper of the privy seal つまり王印庁長官の経歴をもっており、従って第1類型に属する。トマスはアランドル伯家の出身であり第6類型に属する。インノケンティウス3世の理想は第2類型か。
-

◎ 15 教会——“収奪”の客体

しかし著者は「単に批判するだけでは不十分で、理解することが必要である」という。「この“収奪”慣行全体はまさに永遠の難問に属するもので、教会が俗世間すなわち周囲の社会からの“纏わりつき”を免れないということである。」

“Nemo militans Deo implicat se negotiis saecularibus (神に仕える兵士は俗事に纏わりつかれてはいない)” とは使徒パウロのことばである²⁵⁾。

しかし「砂漠へでも出るならば別として、俗世間に留まったままでいかにパウロの教訓を遵守するか。難問はまさにその点にある。」要するにここで“纏わりつき”とは、俗権が教会資産に寄生し蚕食することであり、文言は聖書からの借用である。

また「俗権からの“纏わりつき”は、時代によって形態が異なる。」たとえば聖職者叙任権闘争の時代には、公然たる聖職売買のようなその時代特有の乱脈状態が見られ、あるいは Odo of Bayeux の経歴もそれであるという。オードーはビュー司教であり、征服直後にケントの伯位をえた。聖・俗の未分化の典型ということか。

「その後には規律が改善され、末端の聖堂区聖堂に関する俗人のパトロン権を別とすれば、教会は法解釈の上では俗人から自由になっている。」しかし中世後期には、教会に対する俗人社会の支配・収奪が巧妙になるという。いわば前代の露骨な“収奪”が巧妙な“収奪”に変わったということであろう。「俗権は教会に対して中世を通じて常に寛大であったが、一方の手では支配を緩和することがなかった。いわば一方の手で与えたものを、他方の手では握りしめていたことになる。」

ウィクリフは“Caesarian prelates”すなわち“カエサル的高位聖職者”に対する非難を述べている。その意味は著者によれば「聖職者でありながら俗権を掌握して権勢を誇るような人物、つまり反聖職者主義者から怪物視されるような巨大な人物ではない」という。「彼らは実態においてむしろ俗人行政官僚であり、権力側の都合によって聖職者の仮装をさせられているに過ぎない。」何故そのような“仮装”が必要であったか。世俗権力側が“実態においてむしろ俗人行政官僚”を維持するために独自の給養財源をもたないとすれば、教会資産に寄生し蚕食せざるをえない。そのためにはたとえ“仮装”にせよ、“カエサルの官僚”に聖

職者の身分を取得させる必要があったということであろう。要するに著者によれば「教会は収奪の客体であって、収奪の主体ではなかった」ということである。しかも「この点はおそらく当時の批判者も後代の批判者も大半が看過している」という。

かつてリンカン司教 Robert Grosseteste (1235-53) は、当時における「危険な状況を明確に冷静に直視し、聖職者を一切の俗事から隔離することを意図していた。彼はそのような認識や意図において少数の例外にほかならない。」²⁵⁾ しかし現実には世俗権力側からの“纏わりつき”があり、また“収奪”がなされた。一方におけるそのような現実をどのように評価すべきか。著者はそこで“キリスト教社会の崇高な理想”なるものに言及する。その理想においては教会と国家とが不可分の一体をなすべきものであり、その一体化の利益もまた絶大である。“収奪”慣行は、なるほど司教ロバートの理想から遠かった。しかし教会・国家の一体化の理想からすれば、その貫徹のためのまさに代償の一部であったという。著者のこのような見解は、上記の通り教会を“収奪”の客体と見なしていることとならんで、注目にあたいる (44頁)。

25) “*labora sicut bonus miles Christi Iesu/nemo militans implicat se negotiis saecularibus/ut ei placeat cui se provavit*”—AD TIMOTHEUM II-2. “キリスト・イエスの良い兵卒として、わたしと苦しみを共にしてほしい。兵役に服している者は、日常生活のことに煩わされてはいない。ただ、兵を募った司令官を喜ばせようと努める”。

26) F. W. Powicke, *Henry III and the Lord Edward* (Oxford, 1947), I, 287-8.

◎ 16 イングランド・フランスの状況比較

著者は次に教会・国家の一体化の理想とその達成度とに関連して、フランスにおける状況との相違に注目する。

フランスの Angers 司教 Guillaume le Maire は、教皇による直任権行使のいわば攪乱作用について不満を述べているという。「前途有望な聖職者が教皇の直任権行使によって教会内部での昇進を阻止され、絶望の

末に妻帯し俗界に転進して王侯の宮廷や諮問会議に勤務している。しかもこのような失意の連中は、教会にとってもっとも厄介な敵になり迫害者にもなる。」著者はその要旨をこのように紹介している。

教会の強敵の典型としては、フランス国王フィリップ4世側近の諮問官・法律家・騎士などが考えられる。たとえば Pierre Flotte や Guillaume de Nogaret がそれである。彼らはいずれもフランス国王の反教皇闘争において、指導的な役割を演じている。

これに対してイングランドでは国王官僚と教会との亀裂がなく、またありえなかったという。何故か。国王官僚は大半が教会人であるからにほかならない。「仮にノガレやフロットがイングランド人であれば、数件の参事会員聖職禄を兼任し、最後に司教座を取得していたであろう。」

「従ってイングランドでは、反聖職者主義が平民や貴族から主張されるとしても、国王や国王官僚はそれを主張するはずがない。」なるほど1341年および1371年には、聖職者を省庁長官職から排除して俗人をそれらに配置した²⁷⁾。これは一見して危険な実験とおもわれた。成功すれば王権と教会との間にフランス流の亀裂を生み出すからである。

しかし著者は、このような俗人化の攻勢を過大に評価してはならないという。何故か。いずれのばあいにも「聖職者官僚一般の追放ではなくて、少数の聖職者長官に対するむしろ個人攻撃の色彩が強かった」からである。要するにこの時期の“俗人化攻勢”なるものは一過性の事件であって、この時点で国王行政が“俗人化”の方向へ軌道を修正したというほどのことではない(45頁)。

27) 大法官府・財務府の長官に俗人が起用されている。

CHANCELLOR: Robert Parving (Oct 1341); Robert Thorp (1371).

TREASURER: Robert Parving (Jan 1341); Richard Scrope, lord (1371)

2名のロバートは、いずれも騎士身分の官僚である。このころにはほかにも俗人長官が登用されている。

◎ 17 イングランドの国王官僚——王国と教会との媒介者

原著第3章の最終段落がこれである。「イングランドの国王官僚は王国と教会との媒介者あるいは“中軸”としての立場を強く自覚し、それを誇りとしているのみならず、良きにつけ悪しきにつけて実力を承知していた。」このことの適切な例証としては、1279年に国王直属の官僚聖職者のために書かれた文書が引用される²⁸⁾。

「失礼ながら教皇様は、国王陛下直属の官僚聖職者の利点を御存じでない。彼ら聖職者は宮廷内の実務において、また国王の統治においていかに必要でしかも有能であるか。イングランド王国の宮廷の管理・運営は、主としてまた大半を聖職者に依存し、しかも彼らは聖職禄や高位聖職を広範に受給している。単に王国の利害のみならず教会の利害もまた彼らの助力をえて慎重に熟慮され、両者相互の損失が回避されている。まず教会の適法な息子としては、平和や一体性のみならず、教会に対する王国の忠誠を維持し助長する。また両者の適切な媒介者としては、逆の動向を阻止し根絶する。当節の俗人がそのような役割に耐えられるとはおもわれない。そのことは王国における近年の争乱を見れば明白であり、その騒乱の時期には“俗人を中軸として万事が回転していた”²⁹⁾」

「この文書では、これら有力な聖職者を疎外することの危険性に関する教皇への警告の文言が続いている」ということである。要するに著者は、イングランドの官僚聖職者に対して概して肯定的な評価を述べている。ここで“中軸”とは、著者によればまさに蝶番の中軸である。王国・教会という2枚の羽根つまり蝶板が官僚聖職者を中軸として回転するという比喻であり、第3章の末尾にこの引用を配置したのは、著者自身の肯定的評価を推定させる(46頁)。

28) Cole, Documents, 369; cf. Powicke, *Henry III*, II, 716.

29) “dum revolveretur axis sub cardine laicali. 車が俗人を中軸として回転

させられる限り”。

* * * * *

複数聖職の兼任に関する著者パンティンの見解はほぼ以上の通りである。本稿では、各節の末尾でその節の要約を提示してきた。しかしパンティン説については、終節でそれを要約しながら本稿全体を総括したい。

[未完]